

日 銀 業 第 4 0 0 号
2 0 1 8 年 6 月 7 日

オ ン ラ イ ン 取 引 先 御 中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」
の一部改正に関する件

日本銀行では、海外預り金勘定に関する引落入金に関する事務取扱いの明確化の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2018年6月14日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 第1編IV. 6. を横線のとおり改める。

6. コンピュータ接続等を利用する場合の留意点

オンライン取引先は、コンピュータ接続等を利用して引落入金依頼を行う場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるところにより取扱ってください。

- ① 「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」において

「UnderlyingCustomerCreditTransfer」にかかる項目を指定するとき

「UnderlyingCustomerCreditTransfer」の「DebtorAgent」または「CreditorAgent」が存在しない場合には、当該「DebtorAgent」または「CreditorAgent」の「Name」に「NOTPROVIDED」を指定してください。

- ② 「IntermediaryAgent2」、「IntermediaryAgent2Account」、「IntermediaryAgent3」

または「IntermediaryAgent3Account」にかかる項目を指定するとき

日本銀行からの指示に従って入力してください。

- ③ 端末外入力項目を指定するとき

日本銀行は、端末外入力項目については、~~次表に掲げる電文の種類に応じ、次表に掲げる項目を除き、~~原則として、入金先の外国中央銀行等への通知は行いません。当該外国中央銀行等に通知する必要がある内容については、

「InstructionForCreditorAgent」の「InstructionInformation」に入力してください。

ただし、次表に掲げる場合には、それぞれ同表に掲げる項目を入金先の外国中央銀行等に通知します^(注)。

電文の種類等	項目
「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」により	a. 「InstructedAmount」 b. 「ExchangeRate」 c. 「IntermediaryAgent1」にかかる項目のうち、次のもの

<u>引落入金依頼が行われた場合</u>	(a) 「FinancialInstitutionIdentification」の「Name」 (b) 「BranchIdentification」の「Identification」および「Name」 d. 「Purpose」にかかる項目のうち、「Proprietary」
<u>「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」により引落入金依頼が行われた場合（海外預り金入金規則にもとづく振込の委託が行われたときに限ります。）</u>	「UnderlyingCustomerCreditTransfer」にかかる項目のうち、次のもの a. 「DebtorAgent」、「DebtorAgentAccount」、「CreditorAgent」、「CreditorAgentAccount」、「IntermediaryAgent1」、「IntermediaryAgent1Account」、「IntermediaryAgent2」、「IntermediaryAgent2Account」、「IntermediaryAgent3」、「IntermediaryAgent3Account」、「UltimateDebtor」および「UltimateCreditor」に含まれるもの b. 「InstructedAmount」

(注) ただし、「NOTPROVIDED」が指定されている場合には、通知は行いません。